犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること	当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができる者（同法第十七条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができる者を含む。）の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	当該届出をしようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十八条の特別支給手続において、同法第二十条において準用する同法第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第二十条において準用する同法第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第二十条において準用する同法第十四条第一項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること並びに同法第二十条において準用する同法第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第三十五条第一項の外国譲与財産による被害回復給付金について、同法第三十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第十四条第一項（これらの規定を同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること並びに同法第三十九条において準用する同法第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの

○文部科学省告示第百三十四号

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第二条第二項の規定に基づき、この告示を定める。

平成二十三年八月三十日

文部科学大臣　髙木　義明

日本私立学校振興・共済事業団法施行令第二条第二項の規定に基づき、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を同項の文部科学大臣が定める災害とする。

○厚生労働省告示第二百九十九号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十四年二月二十九日まで延長する措置を次のように指定する。

平成二十三年八月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

対象となる特定権利利益	対象者
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができること。	岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）、宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条に規定する営業を営むことができること。	警戒区域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）又は計画的避難区域（原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき、平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）に営業所を有する者	東日本大震災に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて同項又は同条第四項の認定を受けたことにより、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。	岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）、宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項の支給決定を受けたことにより、同法第二十九条第一項、第三十条第一項又は附則第二十一条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けることができること。	岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）、宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（田村市、東白川郡塙町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者